第七十九条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第十五号に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三十一条第三項第一号（安定供給確保支援法人の指定及び業務）に規定する助成金をいう。第九号において同じ。）

第百十八条の五中「（以下」を「（第百十八条の十（短期売買商品等の評価益又は評価損の翌事業年度における処理等）を除き、以下」に改め、同条第一号中「第六十一条第十項」を「第六十一条第九項」に改める。

第百十八条の六第二項第二号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）」を「第六十一条第二項第一号ロ」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　法第六十一条第二項第一号イ（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する特定譲渡制限付暗号資産（次号において「特定譲渡制限付暗号資産」という。）に該当する暗号資産であつて同項第一号ロに規定する自己発行暗号資産（次号において「自己発行暗号資産」という。）に該当しないもの

二　特定譲渡制限付暗号資産に該当する暗号資産であつて自己発行暗号資産に該当するもの

第百十八条の六第十項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第七項」に改める。

第百十八条の七の見出しを「（市場暗号資産等の範囲）」に改め、同条第一項中「第六十一条第二項第一号」に改め、同条第三項中「（適格分割にあつては、分割法人が行つていた暗号資産の発行に関する事業が移転されるものに限る。）」及び「（法第六十一条第二項に規定する特定自己発行暗号資産をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第六十一条第二項第一号ロ」に改め、「発行の時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

４　内国法人が法第六十一条第二項第一号ロに規定する自己発行暗号資産（次項において「自己発行暗号資産」という。）であつて同号ロに規定する政令で定めるものに該当する暗号資産を有する場合において、当該暗号資産が同号イに規定する特定譲渡制限付暗号資産に該当する又は該当していたものであるときは、当該暗号資産は、同号ロに規定する特定自己発行暗号資産（第六項において「特定自己発行暗号資産」という。）に該当しないものとみなして、同条（第五項及び第七項から第九項までを除く。）の規定を適用する。

５　内国法人が適格合併又は適格分割（適格分割にあつては、分割法人が行つていた暗号資産の発行に関する事業が移転されるものに限る。次項において同じ。）により被合併法人又は分割法人から移転を受けた暗号資産のうち、その移転の直前の時に当該被合併法人又は分割法人において自己発行暗号資産に該当していたものが、その内国法人において自己発行暗号資産に該当するかどうかの判定については、その内国法人が、当該被合併法人又は分割法人が当該暗号資産を発行した時において当該暗号資産を発行し、かつ、その発行の時からその移転の時まで継続して当該暗号資産を有していたものとみなす。

第百十八条の七第一項の次に次の一項を加える。

２　法第六十一条第二項第一号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する暗号資産とする。

一　当該暗号資産につき、譲渡についての制限その他の財務省令で定める条件（次号において「特定条件」という。）が付されていること。

二　法第六十一条第二項の内国法人が、当該暗号資産につき、資金決済に関する法律第二条第十六項（定義）に規定する暗号資産交換業者が同条第二十二項に規定する認定資金決済事業者協会を通じて特定条件が付されていることを公表するための当該暗号資産交換業者に対する特定条件通知（特定条件が付され、又は付される予定である旨の通知をいう。）その他の財務省令で定める手続を行つていること。

第百十八条の八第一項中「第六十一条第二項」を「第六十一条第二項第一号」に改め、「（暗号資産にあつては、同項に規定する市場暗号資産（同項に規定する特定自己発行暗号資産を除く。以下この項において「時価評価暗号資産」という。）に限る。以下この項及び次条において同じ。）」を削り、「時価評価暗号資産以外」を「暗号資産以外」に、「、時価評価暗号資産」を「、暗号資産」に改め、同項第三号及び第四号中「時価評価暗号資産」を「暗号資産」に改め、同条第二項中「第六十一条第二項」を「第六十一条第二項第一号」に改める。

第百十八条の十一を削る。

第百十八条の十の見出し中「区分変更」を「区分変更等」に改め、同条第三項中「おける第一項」を「おける第三項」に、「第一項の事業年度終了の日前の日のうち当該終了の日に最も近い日」を「次の各号に掲げる暗号資産の区分に応じ当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項第二号（イ又はロに係る部分に限る。）に掲げる事実が生じた暗号資産に該当するものその事実が生じた日前の日のうち当該事実が生じた日に最も近い日

二　第一項第二号（ハに係る部分に限る。）又は第四号に掲げる事実が生じた暗号資産に該当するもの　第三項の事業年度終了の日前の日のうち当該終了の日に最も近い日

第百十八条の十第三項を同条第五項とし、同条第二項中「が期末保有暗号資産」を「が期末保有暗号資産等であつて第一項第四号に掲げる事実が生じた暗号資産に該当するもの」に、「当該期末保有暗号資産」を「当該期末保有暗号資産等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「事業年度終了の時において市場暗号資産（法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する市場暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に該当しない暗号資産（当該事業年度の期間内のいずれかの時において市場暗号資産に該当していたものに限るものとし、同条第二項に規定する特定自己発行暗号資産に該当するものを除く。）」を「第一項第二号（イからハまでに係る部分に限る。）又は第四号に掲げる事実が生じた暗号資産に該当する暗号資産」に、「当該事業年度終了の時」を「その事実が生じた時（同項第二号（ハに係る部分に限る。）又は第四号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた時の属する事業年度終了の時）」に改め、「当該暗号資産」の下に「（同号に掲げる事実が生じた暗号資産に該当するものに限る。）」を加え、「期末保有暗号資産」を「期末保有暗号資産等」に、「に期末保有暗号資産」を「に期末保有暗号資産等」に、「期末保有暗号資産を」を「期末保有暗号資産等を」に改め、同項第一号中「第三項」を「第五項」に、「期末保有暗号資産」を「期末保有暗号資産等」に改め、同項第二号中「期末保有暗号資産」を「期末保有暗号資産等」に、「時価評価をする暗号資産」を「市場暗号資産等」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第六十一条第六項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　法第六十一条第六項の内国法人の有する暗号資産が特定自己発行暗号資産（同条第二項第一号ロに規定する特定自己発行暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に該当しないこととなつたこと。

二　法第六十一条第六項の内国法人の有する暗号資産について生じた次に掲げる事実（当該暗号資産がその事業年度開始の時から当該事実の生ずる直前の時（当該事実がハに掲げる事実である場合には、当該事業年度終了の時）までの期間内のいずれかの時において市場暗号資産（同条第二項第一号に規定する市場暗号資産をいう。第四号において同じ。）に該当するもの（次号において「二号暗号資産」という。）である場合に限るものとし、当該暗号資産が当該直前の時において特定自己発行暗号資産に該当するものである場合を除く。）

イ　その暗号資産が特定譲渡制限付暗号資産（法第六十一条第二項第一号イに規定する特定譲渡制限付暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に該当することとなつたこと。